

富士見町告示第42号

富士見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第6号)第7条により、
令和8年度一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので告示する。

令和 8年 4月 1日

富士見町長 渡 辺 葉

令和 8 年 度

一般廃棄物処理実施計画

富 士 見 町

目 次

1. 一般廃棄物の排出の状況	2
2. 一般廃棄物の処理主体	2
3. 処理計画	
(1) ごみ処理実施計画	
① ごみの排出抑制・再資源化計画	2
② 収集・運搬計画	4
③ 中間処理計画	5
④ 最終処分計画	6
⑤ その他	7
⑥ 町外からの一般廃棄物の受入れ	7
⑦ 町外への一般廃棄物の搬出	8
(2) 生活排水処理実施計画	
① 生活排水処理計画	8
② し尿・汚泥の処理計画	8
ア 収集・運搬計画	8
イ 中間処理計画	9
ウ 最終処分計画	9
② その他	10

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

1. 一般廃棄物の排出の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に規定する区域

富士見町内全域

(2) 排出される一般廃棄物の種類と排出量

廃棄物の種類		排出量
可燃ごみ	家庭系可燃ごみ	1,979 t
	〃 可燃粗大ごみ	23 t
	事業系可燃ごみ	1,078 t
不燃ごみ	家庭系不燃ごみ	107 t
	〃 不燃粗大ごみ	64 t
資源物	9種類19品目	243 t
し尿	水洗汲み取りを含む	1,655 kl
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽等	484 kl
生活排水	公共下水道、農業集落排水	2,568,168 m ³

2. 一般廃棄物の処理主体

廃棄物の種類		処理主体（直営・委託）
可燃ごみ	家庭系・事業系	共同運営：諏訪南行政事務組合
	学校給食等食品残さ	委託：(株)みのり建設
不燃ごみ	家庭系不燃ごみ、家庭系可燃粗大・不燃粗大ごみ	共同運営：諏訪南行政事務組合
資源物	紙類	委託：(有)信濃環境衛生舎
	びん類、缶類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック・その他プラスチック、布類、乾電池、蛍光管、食用廃油	共同運営：諏訪南行政事務組合
し尿・浄化槽汚泥		共同運営：南諏衛生施設組合
生活排水（公共下水道、農業集落排水）		直営：町上下水道課

3. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

可燃ごみに含まれる、紙ごみ・プラスチックごみ等の資源物を分別収集の推進により減量化を図る。

生ごみの自家処理による減量化を図るため、生ごみ処理容器や電気生ごみ処理機の購入補助を拡充・継続する。

また、生ごみを自家処理できない場合は、排出前の水切りの徹底や、全町対象生ごみ分別収集の利用についての周知案内をする。

イ 再資源化の方法及び量

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）に基づく分別収集を推進するとともに、排出物の適正化を推進するため、各集落に委託し、指導員の立会による収集を行う。

不燃ごみとして収集された物の中から、アルミ磁選機等により再資源化可能なものを回収する。

小中学校、保育園等の給食残さを回収し、民間施設での堆肥化により資源循環を行う。

再資源化の量（町回収）

びん類					
無色	茶色	その他色	計		
30 t	19 t	20 t	69 t		
紙類					
新聞	雑誌	その他紙	段ボール	紙パック	計
29 t	13 t	22 t	10 t	2 t	76 t
プラスチック類					
ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック	その他プラスチック	計	
8 t	1 t	55 t	13 t	77 t	
缶類					
アルミ缶	スチール缶	スプレー缶	計		
4 t	5 t	4 t	13 t		
その他					計
布類	蛍光管他	乾電池類	食用廃油	計	9種類19品目
2 t	1 t	4 t	1 t	8 t	243 t

堆肥化

学校給食等食品残さ
13 t

ウ 関連施設の概要（施設名、所在地、型式、公称能力等）

- 施設名 諏訪南行政事務組合 諏訪南リサイクルセンター
- 所在地 茅野市米沢1787番地1
- 型式 破碎、金属等選別、圧縮梱包、積替え保管
- 処理能力 20.4 t / 5 h
- 対象物 不燃ごみ、不燃粗大ごみ、木製家具類、資源物

② 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

廃棄物の種類		収集・運搬量
資源物	9種類19品目	243 t
可燃ごみ	家庭系可燃ごみ	1,979 t
	家庭系可燃粗大ごみ	23 t
	学校給食等食品残さ	13 t
	事業系可燃ごみ	1,078 t
不燃ごみ	家庭系不燃ごみ	107 t
	家庭系不燃粗大ごみ	64 t
不法投棄物	混合廃棄物、家電等	—

イ 収集区域の範囲

富士見町内全域

ウ 収集回数、方法

・地区収集

一般家庭から排出されるごみ及び資源物は、原則地区収集とし、収集日等は「令和8年度富士見町ごみ収集計画表」（別紙）のとおりとする。

収集・運搬は委託による。

・事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

事業所から排出される可燃ごみは、原則として自ら処理するものとするが、処理できないときは、収集運搬許可業者（31業者）に依頼する。

なお、資源物については、事業者が自ら処理する。

・その他の収集（別記）

生活様式の多様化等により、地区回収の利用が困難な者等、全町民を対象とした可燃ごみ及び資源物の収集所を設置する。

③ 中間処理計画

ア 処理施設の概要

○ 可燃ごみ、燃やす粗大ごみ

施設名 諏訪南行政事務組合 諏訪南清掃センター
所在地 茅野市米沢2000番地3
型式 准連続燃焼方式
処理能力 100t/日(50t/16h×2炉)

○ 不燃ごみ、不燃粗大、木製家具類、資源物(紙類を除く)

施設名 諏訪南行政事務組合 諏訪南リサイクルセンター
所在地 茅野市米沢1787番地1
型式 破碎、金属等選別、圧縮梱包、積替え保管
処理能力 20.4t/5h

○ 資源物

・紙類

施設名 有限会社 信濃環境衛生舎 塩沢リサイクルセンター
所在地 茅野市湖東6188番地2

・紙類以外

施設名 諏訪南行政事務組合 諏訪南リサイクルセンター
所在地 茅野市米沢1787番地1
型式 破碎、金属等選別、圧縮梱包、積替え保管
処理能力 20.4t/5h

備考 直接個人が搬入する場合は、併設リサイクルステーション
で受入れ

○ 学校給食等食品残さの堆肥化

施設名 株式会社 みのり建設
所在地 諏訪郡富士見町富士見11693番地7

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

施設名 搬入者	諏訪南清掃センター	諏訪南リサイクルセンター	民間中間処理施設
町収集 (委託: 一般)	1,917 t	349 t	76 t
〃 (別荘地)	138 t	—	—
〃 (公共施設)	42 t	—	—
〃 (給食残さ)	—	—	13 t
持込み 個人	87 t	105 t	—
〃 公共施設	0 t	—	—
〃 事業者	22 t	—	—
許可業者 (33社)	863 t	—	—
計	3,069 t	454 t	89 t

ウ 残さの量及び処理方法

施設名	残さの量	処分方法
諏訪南清掃センター (焼却残灰)	379 t	茅野市最終処分場へ仮置きし、民間処分場へ引き渡し
諏訪南リサイクルセンター (破碎不燃物)	149 t	民間処分場へ引き渡し

④ 最終処分計画

ア 埋立て処分の場合

(ア) 最終処分場の概要

- a 施設名 茅野市一般廃棄物最終処分場
 所在地 茅野市湖東笹原56番地ほか
 埋立地面積 4,300 m²
 全体容量 34,840 m³
 残余容量 9,808 m³ (令和8年3月31日現在)
 埋立て対象物 破碎不燃物、焼却残灰
- b 施設名 南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場
 所在地 富士見町富士見5240番地
 埋立地面積 6,400 m²
 全体容量 26,500 m³
 残余容量 7,401 m³ (令和8年3月31日現在)
 埋立て対象物 破碎不燃物、焼却残灰、し尿脱水汚泥焼却残灰

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別内訳量及び年間埋立量（覆土量を含む。）

処分場名	発生量	諏訪南	埋立容量	合計
茅野市最終処分場	t	t	t	t
焼却残灰	379		379	379
外部委託		△379	△379	△379
計	379	△379	0	0
南衛最終処分場	t	t	t	t
し尿汚泥焼却残灰	7		7	7
計	7		7	7

⑤ その他

○ 住民に対する広報・啓発活動

ア ごみ収集計画表の配布

ごみ収集計画表の町内全戸に配布を行い、排出方法等の周知を行う。

また、町内在住の外国人用に外国語版（4か国）を作成し、希望により配布する。

イ 広報等の活用

広報、告知放送（有線放送）及びごみ減量啓発チラシ等により、ごみ減量と資源物分別収集の啓発を行い、町民意識の醸成を図る。

ウ その他

各種イベントでのごみ減量PRや生ごみ自家処理関連説明会等を開催し、ごみ減量の啓発を行う。

また、ごみ減量と環境美化活動にあたる団体等の組織、育成、指導を行い、町民のごみ減量意識の向上を図る。

○ 事業者等への広報・啓発

ア 事業系一般廃棄物の減量化の推進

事業者等から排出されるごみの適正化と排出抑制の啓発を行う。

また、事業者から収集運搬委託を受けた許可業者に対して、必要に応じ指導を行う。

⑥ 町外からの一般廃棄物の受入れ

受入れは、町内民間施設での堆肥化処理を予定しているが、町外から新たに要請があった場合、排出市町村等と十分協議し、法施行令第4条第9号イの通知を受ける。

- 塩尻市から持ち込まれる落葉・刈草・生ごみの受入れ（予定量509t）
- 岡谷市から持ち込まれる水草（ヒシ）・生ごみの受入れ（予定量744t）
- 下諏訪町から持ち込まれる水草（ヒシ）の受入れ（予定量700t）
- 諏訪市から持ち込まれる水草（ヒシ）の受入れ（予定量700t）

⑦ 町外への一般廃棄物の搬出

排出は、町外民間施設での堆肥化処理を予定しているが、事業者から申出があった場合、搬入市町村等と十分協議し、協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知により処理を行う。

(2) 生活排水処理実施計画

① 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る）処理計画

ア 公共下水道

事業名	処理区域	処理人口	処理量
諏訪湖流域下水道関連 富士見町公共下水道	ha 173.0	人 2,274	m ³ 1,652,120
単独公共下水道 (富士見・境処理区)	ha 529.5	人 8,782	m ³ 915,580
合計	ha 702.5	人 11,056	m ³ 2,567,700

イ 農業集落排水

事業名	処理区域	処理人口	汚泥処理量
農業集落排水事業 (2処理区)	ha 76.0	人 1,550	k1 468

ウ 合併処理浄化槽

事業名	処理区域	処理人口	汚泥処理量
合併処理浄化槽設置事業	町内全域(下水道 認可区域外等)	人 1,222	k1 484

② し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみ

を処理する施設から発生する汚泥等をいう)の処理計画

ア 収集・運搬計画

・収集・運搬する廃棄物の量

廃棄物の種類	収集・運搬量
し尿（簡易水洗汲み取りを含む）	1,655kl
合併処理浄化槽（し尿浄化槽等を含む）汚泥	484kl
農業集落排水施設汚泥	468kl
合計	2,607kl

・収集区域、収集方法

廃棄物の種類	収集区域	収集方法
し尿 （簡易水洗汲み取りを含む）	町内全域	随時収集：電話・FAX申込 許可業者（2社） ・(有)信濃衛生社 ・(有)フォレストクリーン
合併処理浄化槽汚泥 （し尿浄化槽を含む）	町内全域	随時収集：電話・FAX申込 許可業者（2社） ・(有)信濃衛生社 ・(有)フォレストクリーン
雑排水処理槽汚泥	町内全域	随時収集：電話申込 許可業者（1社） ・長野県環境開発(株)

イ 中間処理計画

・施設の概要

○ し尿、合併処理浄化槽等汚泥

施設名 南諏衛生センターし尿処理施設
所在地 富士見町富士見5240番地
処理方式 高負荷脱窒素膜分離方式+高度処理
処理能力 42kl/日

○ 雑排水処理槽汚泥

・施設名 長野県環境開発(株)処理場
所在地 東御市田中655番地
処理能力 30m³/日
その他 脱水汚泥は、(株)南信サービスにて炭化再生処理

ウ 最終処分計画

○ し尿、合併処理浄化槽等汚泥焼却残灰

施設名 南諏衛生施設組合一般廃棄物最終処分場

所在地 富士見町富士見5240番地

埋立地面積 6,400㎡

全体容量 26,500㎥

残余容量 7,401㎥ (令和8年3月31日現在)

埋立て対象物 破碎不燃物、焼却残灰、し尿脱水汚泥焼却残灰

残さの量及び処分方法

施設名	残さの量	処分方法
南諏衛生センター し尿 処理施設 (焼却残灰)	7 t	南衛：最終処分場へ埋立て

③ その他

住民に対する広報・啓発活動

公共下水道供用開始区域内では接続を推進する。

また、区域外では、合併処理浄化槽の設置が義務付けられていることの周知啓発を行う。

令和8年度 富士見町

ごみ収集計画表

★ごみは決められた区分で分別し、決められた収集日・収集場所に出してください。

(不明な点は下記へお問い合わせください)
 ●富士見町役場 建設課環境係 ☎62-2250(代) ☎62-9114(直)
 ●諏訪南清掃センター ☎71-1633
 ●諏訪南リサイクルセンター ☎78-3688

区分： 主なごみの内容・注意点 収集区域 収集日・指定日

燃えるごみ (資源物で出せるものは除く)

●家庭系可燃ごみの減量目標：1人1日の排出量 300g (収集日の朝6時～8時までに出してください)
 ◎燃えるごみの「指定袋」に名前を書いて出してください。必ず指定袋を使ってください。

生ごみ

- 残飯 ●野菜くず
- 水をよく切って出してください。
- ◎生ごみはできるだけ自家処理をお願いします。
- ◎全町対象家庭系生ごみ分別収集もご利用ください。

コンポストや電気式生ごみ処理機を購入すると、町から補助が受けられます。

紙くず

- 紙くず ●ちり紙
- 資源物で出せない紙

革・ゴム類

- カバン ●くつ

植木・草

長さ 50cm以下
束 30cm以内

太さ10cm以内の枝、荷札等で記名兼ねて名前をつければ、束のまま出せます。(1回に3束まで)

指定袋

もえるゴミ収集袋

富士見町・原村

富士見地区・下葛木・上葛木 神代・平岡・机・先能・瀬沢	毎週 月曜日	祝日も収集します
乙事・立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘 富里・富士見台	毎週 火曜日	
境地区・烏帽子 富士見高原ペンション	毎週 水曜日	
【全町対象】 燃えるごみ収集 家庭系生ごみ分別収集	収集日 毎週月曜日 (祝日も実施)	収集場所 役場裏駐車場 (第2体育館駐車場)
		収集時間 午前9時～ 12時30分

燃えないごみ (資源物で出せるものは除く)

◎燃えないごみは必ず袋等から出し、バラバラにして「不燃物コンテナ」に入れてください。

ガラス類

- ガラス(少量)
- 電球(LED電球)

陶磁器類

- 湯飲み ●カップ
- 皿 ●茶わん

金属類(30cm以下)

- なべ ●やかん ●ガスケット
- フォーク ●ナイフ ●王冠
- 金属キャップ

小型家電製品(30cm以下)

- 携帯電話 ●電話機 ●携帯音楽プレーヤー
- デジタルカメラ ●懐中電灯 ●USBメモリ
- 時計 ●理美容機器 ●電卓 ●ラジオ

※電池・バッテリー等は外して出してください。

不燃物コンテナ

資源物で出せる年類・危険物・有害物や中身が入っているものは絶対入れない

不燃コンテナには、いつでも出せます。

乙事・立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘 富里・富士見台 境地区・烏帽子 富士見高原ペンション	毎週 木曜日	【リサイクル回収日】
富士見地区・下葛木・上葛木 神代・平岡・机・先能・瀬沢	毎週 金曜日	

粗大ごみ

◎アスベストを含有する家庭用品は、出さないでください。
 ◎各粗大ごみ収集場所で、燃やす粗大ごみ・木製家具類と燃やさない粗大ごみに分けて出してください。

収集しない家電製品

以下の6品目は、購入したときの小売店、または買い替えのときの販売店などに、引き取ってもらいましょう。(町では収集しません)

- 冷蔵庫 ●冷凍庫 ●テレビ ●洗濯機
- エアコン ●衣類乾燥機

燃やす粗大ごみ・木製家具類

◎ふとん類 ●じゅうたん ●カーペット

◎マットレス(スプリングのない物)

◎よしず ●木製家具類(イス・机・タンスなど)

◎大きさは縦80cm以下、横60cm以下、長さ3m以下にして出してください。

燃やさない粗大ごみ

- ガスレンジ ●自転車 ●かさ ●掃除機
- スチール製品(イス・机・棚など)
- パソコン ●スキー・スノーボード
- ポリバケツ ●プラスチック・そり

スプリングのあるマットレス・イス・ソファ及びオルガンは直接、諏訪南リサイクルセンターに持ち込んでください。

立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘	4月 6日(月) 6月15日(月) 9月 7日(月) 1月 4日(月)	全日 日程
乙事・小六・高森・烏帽子 富士見高原ペンション	4月13日(月) 6月22日(月) 9月14日(月) 1月11日(月)	
信濃境・池袋・田端・先達・葛窪	4月20日(月) 6月29日(月) 9月21日(月) 1月18日(月)	
下葛木・上葛木・神代・平岡 机・先能・瀬沢・富士見台	4月27日(月) 7月 6日(月) 9月28日(月) 1月25日(月)	
富士見・富里・横吹・柵沢 希望ヶ丘	5月 4日(月) 7月13日(月) 10月 5日(月) 2月 1日(月)	
御射山神戸・栗生・大平・松目 原の茶屋・花場・休戸	5月11日(月) 7月20日(月) 10月12日(月) 2月 8日(月)	
若宮・木之間・とちの木・南原山 富原・富士見ヶ丘・塚平・富ヶ丘	5月19日(火) 7月27日(月) 10月19日(月) 2月15日(月)	

資源物

区分	びん類	紙類	布類	缶類
分け方	●無色透明びん ●茶色びん ●その他色びん	●新聞・新聞折込チラシ ●雑誌類 ●ダンボール	●古着・古布 衣類、綿製品、布ざれ、シーツ、タオルなど	●アルミ缶 ●スチール缶 ●スプレー缶
出し方	1.王冠、キャップ、内ぶた、ワインの鉛などを取り外す 2.中の異物を取り除く 3.中を洗う 4.乾かす	1.中を洗う 2.平面に切り開く 3.乾かす	1.洗濯をする 2.乾かす 3.十文字に束ねる	1.飲料缶、缶詰の缶等の中を洗う 2.缶のフタ等は本体に入れて出す 3.缶をつぶさずに出す 4.スプレー缶は空であることを確認する(穴は開けずに出すことができます)
注意点	●ビールびん、一升びんなどの繰り返し使えるびんはできるだけ販売店や学校の廃品回収に出しましょう。	●雑誌の中に入っているCDやDVD ●その他プラスチック	●紙以外の物を混ぜない ●持ちやすいようにひもで十文字に束ねる	●濡下、ベルト、手袋、帽子、セーター、わた入りの素材、汚れている物 ●燃やさないごみ

資源物

区分	ペットボトル	プラスチック類	蛍光灯・水銀体温計	乾電池	天ぷら油(食用廃油)
分け方	●ペットボトル 清涼飲料、酒類、しょう油など	●容器包装プラスチック ●白色トレイ・発泡スチロール(食料品)	●蛍光灯・水銀体温計 直管・丸型・電球型蛍光灯・水銀体温計	●乾電池 一回限りの使い切り乾電池	●天ぷら油(食用廃油) ●なたね油、大豆油
出し方	1.キャップ、ラベル等を取り除く 2.中を洗う 3.乾かす	1.中身を使いいきり、汚れを取り除き洗う 2.乾かす	有価な水銀が入っているため購入した時のケースに入れてください。	収集場所にある収集容器にバラで出してください。	1.天かすや、底に残ったラードなどを取り除く 2.空きビン、PETボトルなどの適当な容器に移す
注意点	●調味料、油、洗剤、シャンプーなど塩化ビニル製の容器	●濡れがひどいもの、濡れが落ちないもの	●割れた蛍光灯	●ボタンの電池	●油の保管に使ったPETボトル容器は「燃えるごみ」として出してください。

それぞれに「専用の収集容器」が各地区ごとの収集場所に置いてあります。間違わないように正しく入れましょう。

区分	収集容器	収集日
本郷・落合・境地区	全品目 缶・容器包装・その他プラ	4月 2日(木) 5月 7日(木) 6月 4日(木) 7月 2日(木) 8月 6日(木) 9月 3日(木) 10月 1日(木) 11月 5日(木) 12月 3日(木) 1月 7日(木) 2月 4日(木) 3月 4日(木)
富士見地区	全品目 缶・容器包装・その他プラ	4月 16日(木) 5月 21日(木) 6月 18日(木) 7月 16日(木) 8月 20日(木) 9月 17日(木) 10月 15日(木) 11月 19日(木) 12月 17日(木) 1月 21日(木) 2月 18日(木) 3月 18日(木)

で収集できないもの処理

◎次の物は町では収集・処理できません。
 購入店、販売店、処理専門業者等で引き取ってもらってください。またはNTT発行の「タウンページ(職業別電話帳)」内に記載されている「廃棄物処理」欄の業者にお尋ねください。

危険物・有害物

- 消火器 ●廃液・廃油 ●毒物
- 農薬 ●ガスボンベ ●医療廃棄物

その他

- タイヤ・ホイール ●農業用ビニール類(ハウス用・肥料袋・マルチなど)
- ドラム缶 ●コンクリートブロック ●一斗缶(塗料・油類の残っている缶)
- ピアノ ●農機具 ●自動車部品 ●サッシ・建具類・住宅設備
- 工業機械 ●浴槽 ●畳 ●鉄筋 ●耐火金庫
- 建築廃材 ●ブルーシート

※その他処理困難な物や多量のごみ

【全町対象】資源物分別収集

収集日	収集場所	収集時間
6月14日(日) 9月13日(日) 12月13日(日) 3月14日(日)	役場前駐車場	午前9時～11時

【全町対象】資源物ステーション

収集日	収集場所	収集時間
各地区の資源物収集日の前日(平日のみ)	JAあぐりモール 駐車場南側	午前10時30分～12時30分

《燃えるごみの収集が休みの日》

◆日曜日
◆年末年始/12月31日～1月3日

●諏訪南清掃センター (燃えるごみ・燃やす粗大ごみのみ)
 ●諏訪南リサイクルセンター (燃えるごみ・燃やす粗大ごみを除く物)

《事業所から出るごみ》注意!
 工場・店舗・事務所などから出るごみは、法律で事業者が自らの責任で処理することになっておりますので、許可業者に委託するなど適正な処理をしてください。

午前9時00分～16時30分 (日曜日・年末年始は休業)

よく見える所に貼っておいてください。 ※再生紙を使用

◎ごみ減量化にご協力をお願いします。

※缶類は資源物収集で出しましょう。